

お客様各位

リフラクトリーセラミックファイバー（耐火帯用ブランケット）に関する  
労働安全衛生法施行令の改正について

日本エキスパンションジョイント工業会

平成27年8月12日付けで「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令」が公布され、リフラクトリーセラミックファイバー（以下、RCFと称す）が、労働安全衛生法に基づく表示対象物、特定化学物質の第2類物質として追加され、取扱い方法の規制を受けることが決定しました。取扱いをされるお客様におかれましては、ご理解の上、適切に実施頂きますようお願い申し上げます。

1. 規制化について

厚生労働省では、平成18年から、IARC（国際がん研究機関）で発がん性評価が2B以上の物質等について、「労働者の有害物によるばく露評価ガイドライン」に基づくばく露評価の結果と有害性評価の結果により化学物質のリスク評価を行い、リスクの高いものについて規制措置の検討及び導入を実施してきました。

リフラクトリーセラミックファイバーは人体での調査で発がん症例は認められていませんが、一部の動物実験の結果より発がん性が認められ、IARCの2Bに分類されているため、厚生労働省でリスク評価を行った結果、特定化学物質障害予防規則(特化則)に規定される特別管理物質かつ特定化学物質の管理第2類物質として規制されました。(施行：平成27年11月1日より)

2. 規定される健康障害防止措置内容

RCFの健康障害防止措置として、容器・包装への表示の他、製造・取扱い作業については、主に以下の項目となります。※従来の「粉塵則」から「特化則」へ移行する形となります。

①局所排気装置の設置、②作業主任者の選任、③掲示、作業記録の作成・保存（30年）等特別管理物質としての措置、④関係者以外立入禁止の措置、⑤作業環境測定の実施、⑥健康診断の実施、⑦清掃

3. エキスパンションジョイント用耐火帯について

今回の改正では、“RCFを恒常的に取り扱う作業”を対象としており、「建築用エキスパンションジョイントの耐火帯は該当するのか？」というご意見もありますが、現段階における政令、省令によるパブリックコメントの回答では、「RCF等の製品をカッター等で切断することによりRCF等の粉じんにはばく露のおそれがあるのであれば、規制の対象となります。」と回答されています。

本改正における、「建築用エキスパンションジョイント耐火帯」の取扱いに関する新たな情報がありましたら、工業会ホームページを更新する予定です。

4. 本規制の猶予期間について

- ・作業主任者の選任については、平成29年10月31日まで猶予
- ・作業環境測定の実施については、平成28年10月31日まで猶予
- ・容器・包装への表示については、施行時に存在する製品は平成28年4月30日まで猶予

【政令に対するパブリックコメント回答】

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000131331>

【省令に対するパブリックコメント回答】

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000133389>